

八尾市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年八尾市規則第64号。以下「規則」という。）に規定する訪問入浴サービス事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、重度の身体障害者（児）が居宅において入浴サービス（以下「サービス」という。）を受けることができるよう、訪問入浴車及び介助員の派遣を行う。

(サービスの提供方法)

第3条 サービスを適切に提供するため、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 入浴に適した浴槽を運搬し、又は入浴設備を備えた車両を設置して行うこと。
- (2) 1回の訪問について介助員3名をもって行うこととし、うち1名は看護師とすること。
- (3) サービスの提供に用いる設備、器具及びその他の用品の使用において、安全、清潔の保持に留意すること。
- (4) サービス提供時に利用者の状態の急変等が生じた場合は、速やかに主治医の連絡等必要な措置をとること。

(対象者)

第4条 規則第26条に規定する「本市に居住地を有する身体障害者等」とは、次の(1)から(4)に該当し、かつ、自立支援給付の実施主体が本市である者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者の内、原則として下肢又は体幹に関する程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に相当する者
- (2) 65歳未満の者であって介護保険制度の対象とならない者
- (3) 身体的状況により移送に絶えられない者又はホームヘルパーの介助による入浴が行えない者
- (4) 入浴が可能と主治医から認められている者
- (5) その他福祉事務所長が必要と認めた者

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第27条により訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）に訪問入浴サービス事業利用に伴う所得確認の承諾書及びサービス申請・決定・利用における情報提供についての同意書（様式第2号）及び主治医意見書（様式第3号）を添付して福祉事務所長（以下「所長」という。）

に申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条 所長は、前条の申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、訪問入浴サービス利用及び費用負担基準額決定通知書(様式第4号)又は訪問入浴サービス事業利用却下通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 所長は、本事業の利用者の身体状況及び他のサービスの利用状況等を勘案し、サービスの提供の継続の要否について見直しを行うこととする。

3 所長は、サービスを提供する必要がなくなった、又は適当でないと認めた場合は、サービスの提供を中止又は一時中断し、本事業の利用者及び事業者へ通知するものとする。

(費用負担)

第7条 利用者は本事業の利用料として別表に掲げる額を事業者へ支払うものとする。

2 利用料については、利用者の属する世帯の前年分(1月から6月までの申請にあつては前々年分)の市町村民税課税状況に基づき毎年見直すこととし、原則として利用者の誕生日の属する月から見直し後の利用料の額を適用する。なお、見直しを行った場合は、費用負担基準額決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(利用料の減免)

第8条 所長は、災害その他特別な事由があると認めたときは、前条に規定する利用料を減免又は免除することができる。

2 所長は、前条に規定する利用料を支払うと、生活保護の適用対象となる場合は、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額を下げるができる。

(事業者)

第9条 本事業を実施しようとする事業者は、社会福祉法人及びその他の法人とし、事前に事業者の内容及び人員等を記した書類を所長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、本事業を実施させるのに相応しいと判断したときは、本事業の実施に関する契約を締結するものとする。

(委託料)

第10条 本事業の委託料は、13,100円(1回)とする。

2 事業者は市長に、サービスを提供した月の翌月10日までに、当該月に係る委託料を請求するものとする。

3 前項の請求する額は、第1項に規定する委託料より第7条に規定する利用負担の額を差し引いた額とする。

4 市長は第2項の請求に係る明細の審査を行い、請求金額の確定後30日以内に委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第11条 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるように万全を尽くさなければ

ばならない

- 2 事業者は、サービス提供に従事する介助員に伝染病等に関する知識を習得させるとともに、その健康管理に留意しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供に従事する介助員に毎年1回健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、本事業に関する必要な記録等を整備し、サービスを提供した日が属する契約期間の終了の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、本事業の実施に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

【別表】

八尾市訪問入浴サービス事業利用者負担額

世帯による階層区分 (*1)	1回あたりの利用負担額
生活保護 (*2)	0円
低所得	
一般	400円

(*1) 「世帯」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条の規定に基づくものとする。

(*2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。